

新型コロナウイルスの影響で事業や生活に影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

1. 事業資金の支援

最大100万円

1-1 持続化給付金

概要：経済産業省が、新型コロナウイルス感染症拡大により売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給

給付内容：法人は200万円、個人事業者は100万円

(ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限)

問合せ先：持続化給付金事業 コールセンター

電話：0120-115-570



1-2 家賃支援給付金

概要：中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者等の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給

支給内容：家賃の2/3を6か月分など。その他上限や例外あり

問合せ先：家賃支援給付金 コールセンター

電話：0120-653-930



1-3 新型コロナウイルス感染症特別貸付

概要：日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。無担保の融資制度

貸付内容：中小企業事業3億円以内、国民生活事業6,000万円以内

問合せ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

2. 生活資金の支援

10万円の給付金

2-1 特別定額給付金

概要：新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計への支援

給付内容：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人が対象。対象者一人につき10万円を世帯主に給付

問合せ先：豊中市特別定額給付金コールセンター

電話：06-6151-5181



2-2 生活福祉資金貸付制度

概要：新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯への貸付制度で、緊急小口資金及び総合支援資金がある

貸付内容：緊急小口資金は10万円以内（特例で20万円以内）

総合支援資金は複数世帯で月20万円以内（最大3か月）

受付日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時

問合せ先：豊中市社会福祉協議会

電話：06-6848-1313

掲載の情報は、令和2年(2020年)7月8日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどでご確認ください。

新型コロナウイルスの影響で事業や生活に影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

3. 学校休業に伴う支援金

3-1 小学校休業等対応支援金

概要：新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援

支援内容：就業できなかった日について、1日当たり7,500円

問合せ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999



4. 相談窓口

4-1 大阪府よろず支援拠点

相談内容：中小企業・小規事業者等の経営に関する悩みや、抱えているさまざまな課題に関する相談を受付

相談日時：平日・休日 9時30分～17時

電話：06-4708-7045

4-2 豊中商工会議所 中小企業相談所

相談内容：新型コロナウイルス拡大で影響を受けた、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者等に対し、各種支援制度の案内や経営相談を受付

相談日時：月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時30分

電話：06-6845-8004

4-3 中小企業金融相談窓口

相談内容：新型コロナウイルス拡大で影響を受けた、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り等の金融関係の相談を受付

相談日時：平日・休日 9時～17時

電話：0570-783183

4-4 豊中市労働相談窓口

相談内容：雇用面に関する相談（事業主からの相談も受付）

相談日時：月・水・金曜（祝日を除く）10時～12時、13時～16時

電話：06-6858-6863

掲載の情報は、令和2年(2020年)7月8日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどでご確認いただけます。